

資料 1

小規模保育事業所の利用定員の変更（事業所の廃止）について

子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により、特定地域型保育事業を行う事業所の利用定員を定める場合は、子ども・子育て会議の意見を聞くこととされています。

つきましては、以下のとおり、既に小規模保育事業の認可を受けている事業者から、事業所の廃止に係る申請があったため、御確認をお願いいたします。

1 小規模保育事業所を廃止する事業者について

- (1) 申請者 未来プロジェクト株式会社
(上田市神畠 158-2)
- (2) 所在地 上田インターナショナルスクール 大学前キャンパス
(上田市下之郷乙 281-2)
- (3) 事業類型 小規模保育事業所 B型
- (4) 事業廃止日 令和7年9月30日（令和6年4月1日～休止中）
- (5) 減少する定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計（廃止前）
3人	8人	8人	19人

2 開設から休止、廃止に至る経過

- 令和4年12月1日 開設（令和4年11月24日認可申請）
令和6年4月1日 休止（令和6年3月5日休止届出）
令和7年4月1日 休止（令和7年1月30日休止届出）
令和7年9月30日 廃止（令和7年10月21日廃止届出）

3 休止の理由（休止申請書記載）

- (1) 令和6年4月1日～休止理由

上田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項に基づく保育従事者の配置基準上の保育士、年齢別配置基準及び必要保育従事者のうち4分の3以上の保育士確保が困難なため

- (2) 令和7年4月1日～休止理由

(1) と同様の理由

4 廃止の理由（「家庭的保育事業等廃止申請書調書」記載理由）

現状況下において、この園を運営するための保育士確保が困難であること、また園の家賃等を支払うことが困難であること。